

小規模事業者政策の 検討状況について

平成25年12月
中小企業庁

中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会での検討

- 先の通常国会で、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築の第一弾として、中小企業基本法等を改正し、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与する」という小規模企業の意義を明確に位置づけた。
- 今後、第二弾として、総合的・計画的な施策推進のための「小規模企業振興基本計画」を定めること等を内容とする、小規模企業の振興のための「基本法」の制定に向けた検討を始める。
- このため、中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会を9/27より開催しているところ。

<審議会スケジュール>

第1回 9月27日(金)

議題:小規模企業の現状と課題

第2回 10月21日(月)

議題:小規模事業者の事業活動と経営課題

第3回 10月29日(火)

議題:小規模事業者向け施策と支援体制

第4回 11月19日(火)

議題:論点整理

[※12月10日(火) 第18回中小企業政策審議会]

第5回 12月17日(火)

第6回 平成26年1月中旬頃

第7回 1月下旬(とりまとめ案)

<委員名簿>

阿部 眞一	全国商店街振興組合連合会副理事長
◎石澤 義文	全国商工会連合会会長
門野 泰之	株式会社和徳代表取締役社長
川田 達男	セーレン株式会社代表取締役会長兼社長
寒郡 茂樹	株式会社北総園芸専務取締役/富里市商工会会長
小出 宗昭	富士市産業支援センターf-Bizセンター長
澁谷 哲一	東京東信用金庫理事長
諏訪 貴子	ダイヤ精機株式会社代表取締役
園田 正世	北極しろくま堂有限会社取締役
高橋はるみ	北海道知事
高原 豪久	ユニ・チャーム株式会社代表取締役 社長執行役員
堤 香苗	株式会社キャリア・マム代表取締役社長
鶴田 欣也	全国中小企業団体中央会会長
中村 一三	日本税理士会連合会専務理事
西村 貞一	日本商工会議所中小企業委員会委員長
松島 茂	東京理科大学大学院教授
三神万里子	ジャーナリスト

(計17名、委員長は◎)

小規模事業者政策の基本的視点

＜中小企業政策の歴史＞

- 戦後復興：経済集中の排除（1948年中小企業庁設置）
- 高度成長：二重構造論・格差是正（1963年中小企業基本法制定）
- 転換期：やる気と能力のある中小企業の支援（1999年基本法改正）
- 現在：きめ細かな中小企業・小規模事業者の支援（2013年同改正）

○2013年に改正した中小企業基本法では、人口減少・高齢化・海外との競争の激化等の様々な経済社会の構造的変化を受け、小規模企業に焦点を当てた中小企業施策の再構築を進める観点から、小規模企業に関する基本理念と小規模企業に対する中小企業施策の方針を新たに位置づけた。

【中小企業基本法の2013年改正】

○小規模企業の意義として、以下を規定。（第3条第2項の追加）

- ①地域の特色を活かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして、地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与する。
- ②創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして、将来における我が国の経済社会及び社会の発展に寄与する。

○「小規模企業に対する中小企業施策の方針」として、以下の方針を規定。（第8条）

- ①地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。
- ②成長発展の状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。
- ③経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供等について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

小規模事業者政策の基本的視点

<我が国経済にとっての小規模事業者の意義及び現状>

(1)小規模事業者の意義

- 小規模事業者は我が国の企業数の約9割を占めており、また多様な需要に応えることで、我が国経済及び国民生活を支えている。
- 加えて、今後、景気的好循環を全国各地に浸透させ、自立的な経済を地方に構築していくためにも、地域の雇用を支え、潜在的な需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の役割が重要。

(2)小規模事業者をとりまく状況の変化

- 2000年以降小規模事業者の数は減少、売上高や利益率も悪化している。この背景には人口減少や高齢化による国内需要の減少、デフレの進行、大規模店舗の展開による価格競争の激化、特に製造業における空洞化の加速等があると考えられる。
- 開業率が低迷する中で、小規模事業者の平均年齢も年々上昇しており、後継者のいない小規模事業者の先行き不安も指摘される。
- 他方で、小規模でありながら、IT技術のめざましい進展等を背景に、世界で活躍するような事業者も現れてきている。

→我が国の経済社会の中長期的な構造変化を踏まえた上で、地域における重要な経済主体である小規模な事業体を施策の中心に据え、その意義と発展の方向を、長期的な視点から構成し、基本的な原則・方針を定めることが必要。このために、今後の小規模企業政策の根幹となる基本法を定めるべき。

小規模事業者政策の基本的視点

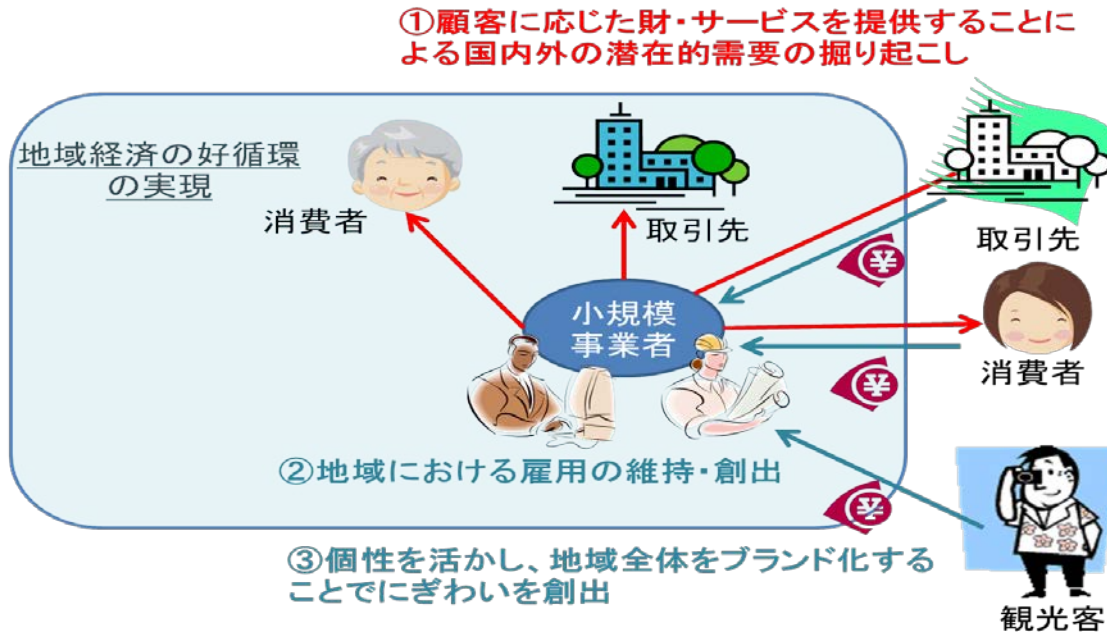
＜基本的考え方＞

- 小規模事業者は、市場で競争を行う主体であるのみならず、持続的な経済活動を通じて地域の活力・雇用・付加価値を支える主体。同時に、事業の継続が地域における人口動態や経済状況等に依存している側面も強く、地域全体の活力に支えられる面も持つ。
- また、小規模事業者には、組織体制は整っていないが、自らの知識や技術を活かして事業を行い、国内外で力強く活躍する者も存在。

小規模基本政策小委員会の議論を踏まえた検討の方向性

＜小規模事業者がとるべき対応策＞

- (1) 国内外の潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築
 - 顔の見える信頼関係をより積極的に活用した販路拡大、新製品開発、IT活用など
- (2) 地域の雇用を維持・創出するための、多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出
 - 若者・女性等の地域における新たな事業の担い手の活用
 - 起業・創業や新たな雇用の促進による新陳代謝と活性化
 - 事業の継続のための円滑な事業承継や第二創業、事業引継
- (3) 地域のブランド化・にぎわいの創出(クリティカル・マスを超える注目度の創出・演出)
 - 多様な事業体の連携や、支援側のネットワーク構築による、地域としての事業力・経済力の向上
 - 地域資源の発掘・共有、地域のにぎわいの創出による、地域の魅力・競争力の向上



小規模基本政策小委員会の議論を踏まえた検討の方向性

<中小企業支援機関がとるべき対応策>

- (1) 事業者の課題を自らの課題ととらえた、事業者の実態に応じたきめ細かな対応
 - 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合等の中小企業関係団体の役割
- (2) 支援機関・行政のネットワークによる総力を挙げた高度な支援
 - 自治体、地域の認定支援機関、地域金融機関、教育・研究機関など、事業者を巡る、地域の関係者の連携や、中小企業基盤整備機構等との連携の必要性

<国の役割>

- (1) 事業体の小ささ・多様な業態に着目した、小規模事業者の着実かつ円滑な事業運営の支援
 - 自らの能力を活かして事業を行う一人親方・個人請負、家族的経営のような事業形態も我が国経済にとって意義あり。他方で、規模の小ささゆえの固有の課題に直面。
 - また、小規模事業者で成長意欲を有する者について、成長軌道に乗せるための体制づくりも必要。
- (2) 小規模事業者366万者という、極めて多数の主体への有効な支援策の実施
 - 政策が知られていない、分かり難い、使い難い、頻繁に変わるとの批判への対応
 - 金融、税制措置を含め、小規模な法人や個人事業者に特有な課題に応える方策を検討する必要
 - 都道府県や市区町村との連携を強化する必要

小規模事業者の振興の基本となる枠組みを考えるにあたって (論点)

- 1) 長期的な政策の方向性を指し示す「基本原則」をどのように設定するか。
 - 小規模小委での論点整理を踏まえると
 - ①地域活性化を図りつつ、小規模事業者の事業の持続的な発展を図ること、
 - ②企業体としての組織体制が整っていない小さな企業の着実かつ円滑な事業の運営等が挙げられるが、他にどのような点があるか。
- 2) 中長期的に政策の一貫性・透明性を担保するために、どのような枠組みがあるべきか。
 - 例えば、政策の基本的体系を定める「基本計画」を策定してはどうか。
 - 小規模事業者を取り巻く環境が変化する一方で、施策の継続性を担保する必要性があることを踏まえ、何年程度先まで見通して計画を定めるべきか。また、どのようにして施策の見直しを進めるか。
 - 全国各地の地方自治体、中小企業支援機関、小規模事業者にとってわかりやすい政策目標として、どのような目標を定めるべきか。

第18回中小企業政策審議会(12/10)でのご意見の概要

(1) 政策全般について

- 地域活性化が小規模事業者にとって重要。小規模事業者の地域におけるビジネス形態として、①地域貢献型ビジネス、②地域資源型ビジネス、③地域課題解決型ビジネスに分類できる。地域でしっかりとお金が回っていく仕組みを作成することが重要。
- 小規模事業者がグループを組んで海外展開する例などもあり、グループ化の視点も重要。
- ものづくり技術の伝承等、技術の伝承支援にも力を入れて欲しい。
- 高齢化が進む商店街は、新陳代謝が行われなければ滅んでしまう。商店街の高齢者が廃業する所へ、若者や元気なシニアが参入できるようなシステムを作るべき。
- 地域の小規模事業者を支えるという点、事業者と消費者の距離を埋めるという点でも女性の役割は重要。

(2) 支援体制のあり方について

- 小規模事業者が金融機関から融資を受けられるようになるまでの支援を行うことが重要。小規模事業者自身が、長期的な計画を立て、独り立ちができるようにしていく必要がある。
- 個々の企業の経営支援のみではなく、地域振興・コミュニティ再生などの「地域支援」に対しても支援が必要。
- 地域単位での支援が必要。現状では、各市、各県などのサービスがまとまっておらず、総合的なサービスを受けられる場所が不明確といった問題がある。
- 政策が小規模事業者に浸透していないとの問題点がある。「法テラス」のようなワンストップの支援拠点を作るべきではないか。資料にあるよろず支援拠点がそれに該当するものかと思う。

第18回中小企業政策審議会(12/10)でのご意見の概要

(3) 新たな基本法に盛り込むべき内容等

- 毎年政策が変わることがないよう5年又は3年の「基本計画」を策定すべき。基本計画を策定することで、小規模事業者が設備投資や雇用を行う際の参考になる。また国が「基本計画」を定めることで地方公共団体との役割分担も可能となる。
- 小規模事業者は業績などに一定の成果が出るまでに時間がかかる。1～3年間で政策が変わるのではなく、5年～10年といった長期的・持続的な政策の実行が重要。
- 5年～10年といった長期のスパンで支援を行うためにも、支援側に、若手の人を積極的に登用して取り組む必要がある。
- 小規模事業者政策の目標として、雇用数を定めるべき。
- 小規模事業者は地域に密着し、経済活動を通じて地域コミュニティに貢献しているという内容を基本法に盛り込んで欲しい。

(4) 政策の周知・浸透について

- 支援策を「知られていない」のは、支援策が「存在しない」と同じ。どのようにして政策を周知していくかという視点を持つことが重要。
- 経営指導員に対して政策を勉強させ、政策を小規模事業者まで浸透させるため、商工会議所の職員が各地へ足を使って説明に行くべき。
- 金融機関と商工会議所とが連携するなど、情報のネットワークをどのように構築していくかが課題。
- 支援団体の地道な周知活動等と、IT（情報通信技術）の活用をあわせて行うことが必要。